

町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会設置要綱 の廃止について

1 廃止理由

国指定史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備事業の完了に伴い、遺跡整備に関する検討を行い、町田市教育委員会教育長に報告するという町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会の所期の目的を達成したため、廃止するものです。

2 廃止期日

2025年5月13日

町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会設置要綱を廃止する要綱

町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会設置要綱（２０１４年６月１日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、２０２５年５月１３日から施行する。

○町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会設置要綱

平成26年6月1日

施行

生涯学習部生涯学習総務課

第1 設置

国史跡高ヶ坂石器時代遺跡（以下「遺跡」という。）の整備に関し検討するため、町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を町田市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- （1） 遺跡の保存及び整備の方針に関すること。
- （2） 遺跡の基本設計及び実施設計に関すること。
- （3） 遺跡の管理運営に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

第3 組織

- 1 委員会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会が委嘱する。
 - （1） 学識経験を有する者 4人以内
 - （2） 遺跡が所在する区域の町内会・自治会の代表 1人
 - （3） 遺跡に精通した教育関係者 1人
 - （4） 町田市の郷土史に関し知見を有する者 1人

第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

第5 委員長

- 1 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、生涯学習部生涯学習総務課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、2014年6月1日から施行する。